

監査公表第8号（平成24年6月12日、県公報第3402号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成24年度）」

請求内容：「福岡県議会議員選挙に係る選挙運動用ポスター作成費用について」

住民監査請求に係る監査結果

平成24年5月30日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成24年4月2日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の主張する請求の概要は、以下のとおりである。

平成23年4月10日に執行した福岡県議会議員一般選挙（以下「平成23年県議選」という。）において、候補者が契約に基づき契約の相手方であるポスター作成業者に支払った金額のうち、「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」（平成7年福岡県条例第2号。以下「条例」という。）に基づき福岡県が公費で負担した額につき、少なくとも6,332万1,650円の損害があると推計される。

平成23年県議選において、福岡県が各候補者の選挙運動用ポスター作成費用としてポスター作成業者に支払った金額は6万3,840円から107万3,640円までである。本来、選挙運動用ポスターの作成費用は最高16万円（以下「本来額」という。）であり、これを超える金額は、ポスター作成業者が福岡県に対して実際の選挙運動用ポスター作成費用を上回る金額、いわば水増し金額を選挙運動用ポスター作成費用として請求した不正請求費用であり、少なくともその疑いが極めて強い。

ポスター作成費用については、一般的に福岡市議会議員選挙など市町村議会議員選挙で使われるポスターは高くても①デザイン料5万円②撮影料5万円③印刷費5万円、計15万円程度と言われている。なお、「福津市の選挙公営制度（自動車の使用・ポスター作成）に関する調査報告書」（以下「福津市の報告書」という。）では、ポスター作成費用は、写真撮影、デザインから製版などに至るまでの基準費用が大きなウェイトを占めるとし、最も高額なもので12万6,000円とある。また新聞報道では、9万4,500円から16万2,750円まで、と報道されている。

法定得票数を得た多くの候補者は、各選挙区での最高限度金額若しくはそれに近い金額又は最高限度枚数若しくはそれに近い枚数で要求しているが、これは新聞報道にあるとおり、趣意書、後援会入会申し込み用はがき、名刺や政治活動用ポスター等の公費対象外の印刷物費用を上乗せ・水増しして不正請求しているからに他ならない。

よって、平成23年県議選において、福岡県は選挙運動用ポスター作成費用の公費負担

について提出された書類に事実と異なる内容が記載されていないか（公費負担の対象かどうか及びその枚数等）十分なチェックを行わないまま、公金を支出している可能性が高く、福岡県に損失が生じているおそれがある。

平成23年県議選の候補者に係る選挙運動用ポスター作成費用は、福津市の例と同様、公費対象外の印刷物費用を上乗せ・水増して請求している可能性が高く、候補者・ポスター作成業者は不当利得・不法行為の法的責任がある可能性が高い。

監査委員は、福岡県知事に対して、選挙公営制度は県民の血税から賄われていること及び選挙公営の趣旨に鑑み、候補者・ポスター作成業者の一部の者に対し、不正請求の金員（本来額を超える金額）につき平成23年県議選の選挙公営に関する公金支出の実態調査と不当利得返還請求権及び不法行為に基づく損害賠償権を行使するよう勧告することを求める。

(2) 事実証明書

ア 調査を要する支出負担行為・支出行為、最低返還金額（差額）

イ 適正水準内のポスター作成

ウ 福津市の選挙公営制度（自動車の使用・ポスター作成）に関する調査報告書

エ 新聞報道記事

平成23年4月16日付 2枚

平成23年5月10日付 1枚

平成23年5月11日付 1枚

第2 監査委員の除斥

監査委員原竹岩海は、本件監査請求について直接の利害関係があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 請求の要件審査

本請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年4月2日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

平成23年県議選における選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支出に違法性・不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関及び監査対象所属

福岡県知事及び福岡県選挙管理委員会を監査対象機関とし、企画・地域振興部市町村支援課を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年4月19日に請求人から陳述を受けた。その際、監査対象機関（監査対象所属）の職員の立会いを認めた。

(1) 陳述の概要

選挙運動用ポスター作成費用に係る不法請求、不法支出について陳述する。

ア 不法請求について

（見本として請求人が）提出したポスターは、ユポタック110という耐水加工が施され、色も鮮やかに写り、告示日に貼りだせば、投票日まで貼ったままでよいという、選挙運動用ポスターでは、最高品質といわれているものである。値段は、13万6,500円である。

内訳は、デザイン料5万円、撮影料3万6,750円、印刷料4万9,750円である。

通常デザイン料5万円、撮影料5万円、印刷料5万円と言われており、この価格は先に提出した新聞報道の価格の範囲内でできているので、新聞報道にある価格は福岡県全体でも通用するものとする。

本来、公費負担で請求できるのは、ポスター掲示板に貼る選挙運動用ポスター作成費用のみであり、公費負担の払い込みを受けたポスター業者に対して請求書記載の金額は、選挙運動用ポスターのみの作成費用であるか、もしそれが選挙運動用ポスターのみの作成費用であれば、（1）撮影料（2）デザイン料（3）印刷料（4）ポスターの規格・品質が分かる資料を提出させることを求める。

イ 不法支出について

- (ア) 候補者が、ポスター作成業者と有償契約を締結する段階において、候補者及びポスター作成業者の双方の不法請求の故意がなければ、ポスター代水増し請求は成立しない。また、十分チェックができない契約の見本等を示しており、不法請求防止をしていない。
- (イ) 候補者が、ポスター作成契約届出書及びポスター作成枚数確認申請書を地方書記室（市区選挙管理委員会）（以下「地方書記室」という。）に提出する段階においても、不法請求防止のための手立てがなく、候補者が福岡県を騙したか又は錯誤に陥れている。他の印刷物が入っていないかどうかのチェックができていない。
- (ウ) 地方書記室は、候補者に、ポスター作成枚数確認書を交付する段階において、ポスター作成枚数を確認するのであるが、十分なチェックをしていない。
- (エ) 契約終了後、候補者が、ポスター作成証明書を作成し、これとあわせて、ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する段階において、福岡県は提出された書類、とりわけポスター作成証明書をそのまま信用し又は騙され、ポスター作成業者の口座に言いなりの金額を振り込むということになる。
- (オ) 最後に、ポスター作成業者はその作成費用を請求するが、ポスター作成業者が県に提出する内訳書は、作成金額（単価・枚数・金額）、基準限度額（単価・枚数・金額）、請求金額（単価・枚数・金額）を書くだけでポスター価格の3要素デザイン料、撮影料、印刷料の価格が全く不明である。この内訳書では、他の印刷物を上

乗せすることが容易であり、県のチェックが全くできない証拠の一つである。

不法請求の項目で指摘した調査を行い、不法請求のチェックを再度行うよう求める。

(2) 陳述の際、請求人が証拠として提出した書類

選挙運動ポスター	1部
選挙関連請求書（写し）	3部

4 監査対象機関（監査対象所属）の陳述

平成24年4月19日に企画・地域振興部市町村支援課長(兼)福岡県選挙管理委員会書記長から陳述を受けた。その際、請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、以下のとおりであった。

(1) 選挙公営制度の概要について

選挙公営制度は、資力の乏しい者にも立候補の機会を実質的に保障し、また、資力の差により選挙運動に優劣が生じることを回避するため、国及び地方公共団体が、候補者の選挙運動費用を負担する制度である。

本県においても、平成7年の統一選に合わせ条例を制定し、導入しているところであり、選挙運動用ポスターも対象となっている。

(2) 選挙運動用ポスターの公営上限額について

選挙公営制度は、ポスター作成費用を公費で負担することにより、候補者の負担を無料とするものであるが、無制限に無料とするものではなく、枚数及び単価についてそれぞれ制限を設け、公費負担の上限額を設けている。

上限額の内容については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第15項において、国政選挙の例に準じて、条例で定めることとされているので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）と同じ内容を条例の第13条及び第14条に規定しているところである。

なお、この取り扱いについては、平成24年4月16日現在、47都道府県のすべてが同様となっている。

また、公費負担の請求にあつては、選挙運動用ポスターの作成に実際に要した費用を請求するものであり、必ずしも上限額を請求しなければならないというものではない。

(3) 選挙運動用ポスターに係る公金の支出について

本請求は、条例に基づく支出に関するものであり、その手続きは、「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程」（平成7年福岡県選挙管理委員会告示第6号。以下「規程」という。）及び「福岡県財務規則」（昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）に則り、ポスター作成業者から提出された請求書及び請求内訳書と候補者が作成したポスター作成証明書の作成枚数及び作成金額を突合させ、十分なチェックを行った後に支出を行っているところである。

本請求に関する支出は、関係条例、規程、規則に基づき支出したものであり、何ら違法若しくは不当なものではない。

なお、選挙運動用ポスターは、サイズ（長さ42cm×幅30cm）、立体感を有しないこと等の制限のほかは、紙質、色数、のり付き、撥水加工等、仕様は各候補者の自由となっている。

また、企画料や業者の利潤は、法令によって定められているものではなく、ポスター作成業者の任意の判断によるものである。

ポスター作成費用は、候補者の要求する仕様、ポスター作成業者の判断による企画料、利潤の水準により大きく変動すると考えられるところであり、請求者の主張する「ポスターの適正な印刷代金は16万円である」との主張は妥当ではないと考える。

5 陳述に対する意見

請求人から平成24年4月24日に監査対象機関（監査対象所属）の陳述に対する意見書が提出され、その概要は以下のとおりであった。

今回の監査請求のポイントは、公費負担としての支出に、認められた印刷物（公職選挙法第143条第1項第5号に規定する選挙運動用ポスター）以外の支出がないかどうかである。

現在の福岡県選挙管理委員会のチェック体制では、選挙運動用ポスター以外の印刷物等があっても、それがチェックできない仕組みになっている。（内訳書の不明確さ、候補者の「ポスター作成証明書」を信用するしかない。）

提出した証拠・陳述要旨・陳述を十分に活用していただくことを希望する。

6 監査対象機関（監査対象所属）に対する監査

企画・地域振興部市町村支援課職員（兼）福岡県選挙管理委員会書記に対し、平成24年4月16日から5月11日までの間、本件選挙運動用ポスター作成費用の支出に係る関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

7 請求人が、陳述後、証拠として提出した書類

選挙ポスターデザインパック印刷価格表 1部

調査を要する支出負担行為・支出行為、最低返還金額（差額）の一部 1部

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 趣旨

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、公費負担制度を採用している。

イ 法的根拠

(7) 公職選挙法第143条第15項

都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、前項の規定（衆議院小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の（選挙運動用）ポスターの作成について、無料とすることができる。

(イ) 条例第11条及び第13条

a 候補者は、ポスターの作成の公費負担の限度額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が福岡県に帰属することとならない場合に限る。（条例第11条）

b 福岡県は、候補者が契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（限度額あり）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（限度数あり）を乗じて得た金額を、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスターの作成業者に対し支払う。（条例第13条）

公費負担とするポスターの作成単価、作成枚数及び限度額については、別紙のとおり。

(ウ) 規程

選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

- a ポスター作成契約届出書（第1号様式その3）
- b ポスター作成枚数確認申請書（第2号様式その3）
- c ポスター作成枚数確認書（第3号様式その3）
- d ポスター作成証明書（第5号様式その2）
- e 請求書（ポスターの作成）（第6号様式その3）
- f 請求内訳書（請求書別紙）

ウ 事務手続き（支出までの流れ）

(ア) 契約届出書の提出（条例第12条、規程第1条）

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、福岡県選挙管理委員会に契約書の写しを添えてポスター作成契約届出書を提出する。

(イ) 確認申請と確認書の交付（規程第2条及び第3条）

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、ポスター作成枚数確認申請書を福岡県選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付されたポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

(ウ) 作成証明書の提出（規程第4条）

契約の届出をした候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。

(エ) 請求書の提出（規程第5条）

ポスター作成業者は、請求をしようとする場合には、請求書に請求内訳書、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて福岡県知事に提出する。

(オ) 支払い（条例第13条）

福岡県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物没収点に達していない者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者にその支払うべき金額を支払う。

(2) 平成23年県議選の選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担の状況等

ア 本件選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担の支出までの流れについて

(ア) 契約届出書の提出

a 4月1日

各候補者から地方書記室に、ポスター作成契約届出書（契約書の写し添付）128件の提出があった。

b 4月5日から6月11日まで

各候補者から地方書記室に、契約変更に伴うポスター作成契約届出書（変更契約書の写し添付）28件の提出があった。

(イ) 確認申請と確認書の交付

a 4月1日

上記契約届出書の提出があった候補者から、ポスター作成枚数確認申請書128件の提出があり、福岡県選挙管理委員会は、ポスター作成枚数確認書128件の交付を行った。

b 5月13日から6月9日まで

福岡県選挙管理委員会は、ポスター作成枚数確認書2件の再交付及び作成枚数変更に伴うポスター作成枚数確認書3件の交付を行った。

(ウ) 作成証明書の提出

a 4月1日から6月2日まで

ポスター作成業者のポスター作成の実績に基づき、上記契約届出書の提出があった候補者からポスター作成業者に、ポスター作成証明書128件の提出があった。

b 4月11日から6月7日まで

ポスター作成証明書提出後の契約変更に伴い、候補者からポスター作成業者に、ポスター作成証明書3件の提出があった。

(エ) 請求書の提出

4月10日から6月16日までの間、ポスター作成業者から福岡県知事あてに、請求書（請求内訳書、ポスター作成証明書、ポスター作成枚数確認書及び作成したポスターを添付）128件の提出があった。

(オ) 支払い

福岡県は、必要書類の有無、請求額の確認、供託物没収点に達しているかを確認し、立候補届出者で、供託物を没収されずに公費負担の対象とされた129件のうち、ポスター作成業者から請求のあった128件（1件請求なし）に関する選挙公費負担金について、下表のとおり支払いを行った。

回	支払日	件数	支出金額
1	平成23年5月26日	80	50,959,605円
2	平成23年6月6日	33	21,331,093円
3	平成23年6月13日	7	4,667,700円
4	平成23年6月17日	2	892,080円
5	平成23年6月21日	4	2,850,976円
6	平成23年6月27日	1	749,794円
7	平成23年7月6日	1	800,060円
計		128	82,251,308円

(カ) 過払いによる返納

A業者に対し支払われた当初契約額77万9,504円のうち、4月4日付で変更契約した額46万6,200円の差額31万3,304円について、6月7日付でA業者とB候補者との連名で返納の申し出があり、6月15日にA業者からの返納1件を受け入れた。

イ ポスター作成業者への支払額と選挙運動に関する収支報告書の要旨に記載されたポスター作成費用の公費負担相当額との照合について

上記アにおいて調査した候補者名及びポスター作成業者への支払額と、平成23年県議選における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成24年2月24日福岡県選挙管理委員会告示第25号。）における候補者名及びポスター作成費用の公費負担相当額とを照合した結果、すべて一致したことを確認した。

2 判断

請求人の主張、市町村支援課及び福岡県選挙管理委員会の説明並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支払いの違法性・不当性について

ア 請求人は、本件選挙運動用ポスター作成費用について、県内地域格差を考慮しても本来これにかかった費用は最高16万円であり、これを超えてポスター作成業者から請求された金額には公費対象外の印刷物の費用を上乗せ、水増ししている疑いが極めて高いと主張している。16万円の根拠として、一般的に福岡市議会議員選挙など市町村議会議員選挙で使われるポスターは高くても①デザイン料5万円②撮影料5万円③印刷費5万円、計15万円程度と言われていること、福津市の調査報告書では、最も高額なもので12万6,000円であること、新聞報道では、9万4,500円から16万2,750円までと報道されていること、及び請求人が見本として提出したポスターの作成費用が13万6,500円であることを挙げている。

しかしながら、請求人が主張する16万円は、上記の福岡市や福津市等の議会議員選挙に関するポスター作成費用から類推したものであり、また、ポスターのデザイン、撮影等の仕様は各候補者に任されており、ポスター作成金額は各候補者が作成するポスターの仕様によって異なるため、ポスター作成業者が、請求人の主張する16万円を

超えて請求したことをもって、不正請求があったと認めることはできない。

イ さらに、請求人は、福岡県が、候補者からの請求において請求人が主張する16万円を超えているものについて、十分なチェックをしないまま支払いを行った可能性が高いと主張している。

その理由として、福岡県選挙管理委員会が示している請求に係る所定の書類は名刺等の印刷物の分まで含まれていないかどうかのチェックができるような様式ではなく、不法請求の防止をしていないとしている。

つまり、候補者が、ポスター作成契約届出書及びポスター作成枚数確認申請書を地方書記室に提出する段階では、他の印刷物が入っていないかどうかのチェックができず、候補者にポスター作成枚数確認書を交付する段階においても、ポスター作成枚数確認の十分なチェックをしていないとしている。さらに、契約終了後、候補者が作成するポスター作成証明書についても、福岡県はそのまま信用するしかなく、ポスター作成業者が作成する請求内訳書は、作成金額（単価・枚数・金額）、基準限度額（単価・枚数・金額）、請求金額（単価・枚数・金額）を書くだけで、ポスター価格の3要素であるデザイン料、撮影料、印刷料の価格が全く不明であり、他の印刷物を上乘せすることが容易であるとしている。

本件選挙運動用ポスター作成費用の公費負担は、公職選挙法第143条第15項に基づき条例及び規程で定められており、その支払いについて、福岡県は、これら条例等に規定する様式によりポスター作成業者から請求があった場合に、公費負担基準限度額の範囲内においてポスター作成業者に支払うこととなっている。

市町村支援課は、これら条例等の規定によりポスター作成業者から提出された請求書等記載の単価、枚数及び金額が、定められた公費負担限度単価、公費負担限度枚数及び各候補者の公費負担基準限度額内であったことを確認し支払いを行ったものである。

したがって、ポスター作成業者から提出された書類に特段疑念を抱くような記載がない限り、これら所定の審査のみを行って支出したことは何ら違法・不当ではない。

ウ 公職選挙法第143条第15項及びこれに基づく条例の趣旨、解釈については、名古屋高等裁判所判決（平成14年1月23日）において、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なると考えられるが、選挙に際してどのようなポスターを作成し、どの程度の費用をかけるかは、本来、候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけ候補者の自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては一定の限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれが小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続きは、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があることなどを考慮したものと解され、これによれば、県が候補者等から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」（平成14年7月19日最高裁判所の棄却により確

定)と判示されているところである。

すなわち、ポスターの仕様如何によってポスター作成費用には差が生じるのであって、提出された請求書に請求人が主張する金額を超える記載があったからといって、市町村支援課が、提出された所定の書類の記載内容を審査しその内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査を行うことなく支払いをしたことをもって、本件公金の支出が不当であるとはいえない。

エ 本件選挙運動用ポスター作成費用の公金支出に係る支出負担行為及び支出命令の事務手続きについても、財務規則等関係法令を遵守して、適正に執行されており、不当な公金の支出はなかった。

(2) 不当利得返還請求権等の行使に係る勧告の必要性について

上記(1)により、本件選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支払いは、違法・不当ではないことから、請求人の主張する公金の不当利得返還請求権及び不法行為に基づく損害賠償請求権は存在しないと判断する。

以上の結果、違法・不当な公金の支出であるという請求人の主張には理由がないので、本件請求については、これを棄却する。

公費負担とするポスターの作成単価、作成枚数及び限度額

選挙区名	公費負担限度		
	作成単価(a)	作成枚数(b)	限度額(a×b)
北九州市門司区選挙区	1,829円	229箇所×2＝ 458枚	837,682円
北九州市小倉北区選挙区	1,485円	310箇所×2＝ 620枚	920,700円
北九州市小倉南区選挙区	1,434円	327箇所×2＝ 654枚	937,836円
北九州市若松区選挙区	2,143円	185箇所×2＝ 370枚	792,910円
北九州市八幡東区選挙区	2,170円	182箇所×2＝ 364枚	789,880円
北九州市八幡西区選挙区	1,318円	374箇所×2＝ 748枚	985,864円
北九州市戸畑区選挙区	3,359円	106箇所×2＝ 212枚	712,108円
福岡市東区選挙区	1,347円	361箇所×2＝ 722枚	972,534円
福岡市博多区選挙区	1,807円	233箇所×2＝ 466枚	842,062円
福岡市中央区選挙区	2,091円	191箇所×2＝ 382枚	798,762円
福岡市南区選挙区	1,552円	290箇所×2＝ 580枚	900,160円
福岡市城南区選挙区	2,459円	155箇所×2＝ 310枚	762,290円
福岡市早良区選挙区	1,545円	292箇所×2＝ 584枚	902,280円
福岡市西区選挙区	1,552円	290箇所×2＝ 580枚	900,160円
大牟田市選挙区	1,790円	236箇所×2＝ 472枚	844,880円
久留米市選挙区	1,167円	460箇所×2＝ 920枚	1,073,640円
直方市選挙区	2,747円	135箇所×2＝ 270枚	741,690円
飯塚市・嘉穂郡選挙区	1,245円	411箇所×2＝ 822枚	1,023,390円
田川市選挙区	2,637円	142箇所×2＝ 284枚	748,908円
柳川市選挙区	2,256円	173箇所×2＝ 346枚	780,576円
八女市選挙区	3,591円	98箇所×2＝ 196枚	703,836円
筑後市選挙区	3,442円	103箇所×2＝ 206枚	709,052円
大川市・三潴郡選挙区	3,941円	88箇所×2＝ 176枚	693,616円
行橋市選挙区	2,985円	122箇所×2＝ 244枚	728,340円
中間市選挙区	3,359円	106箇所×2＝ 212枚	712,108円
小郡市・三井郡選挙区	2,833円	130箇所×2＝ 260枚	736,580円
筑紫野市選挙区	2,714円	137箇所×2＝ 274枚	743,636円
春日市選挙区	3,656円	96箇所×2＝ 192枚	701,952円
大野城市選挙区	2,781円	133箇所×2＝ 266枚	739,746円
宗像市選挙区	2,246円	174箇所×2＝ 348枚	781,608円
太宰府市選挙区	4,704円	72箇所×2＝ 144枚	677,376円
古賀市選挙区	4,062円	85箇所×2＝ 170枚	690,540円
福津市選挙区	3,530円	100箇所×2＝ 200枚	706,000円
うきは市選挙区	3,722円	94箇所×2＝ 188枚	699,736円
宮若市・鞍手郡選挙区	1,896円	218箇所×2＝ 436枚	826,656円
嘉麻市選挙区	2,607円	144箇所×2＝ 288枚	750,816円
朝倉市・朝倉郡選挙区	1,527円	297箇所×2＝ 594枚	907,038円
みやま市選挙区	2,551円	148箇所×2＝ 296枚	755,096円
前原市・糸島郡選挙区	1,728円	248箇所×2＝ 496枚	857,088円
筑紫郡選挙区	5,085円	66箇所×2＝ 132枚	671,220円
糟屋郡選挙区	1,672円	260箇所×2＝ 520枚	869,440円
遠賀郡選挙区	2,256円	173箇所×2＝ 346枚	780,576円
八女郡選挙区	2,484円	153箇所×2＝ 306枚	760,104円
田川郡選挙区	1,448円	322箇所×2＝ 644枚	932,512円
京都郡選挙区	2,266円	172箇所×2＝ 344枚	779,504円
築上郡・豊前市選挙区	1,601円	277箇所×2＝ 554枚	886,954円

※ 作成単価及び作成枚数につき、それぞれ限度がある。

① 作成単価の限度 $\frac{301,875円 + 510円 \times 48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ (1円未満の端数は1円とする。)

② 作成枚数の限度 $\text{ポスター掲示場数} \times 2$